



大地申第20号「大宮運転区で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」緊急申し入れ

【第4回交渉】 7月31日開催

重大な事実が団体交渉で明らかになる！



団体交渉で

会社の主張…

崩壊!?

事実① 12月30日、組合員が職場で副長、現場長に直接話を聞くと…

組合員：「何で『わかった』と言ったのか？」



当該副長：「当時は勤務を何とかしなきゃ、とそれしか頭になかった。」

現場長：「管理者側の対応にも課題があった」



会社回答 1月12日、当該副長・副区長とで行われた面談にて…

会社：「1月12日に副区長と当該副長の面談にて、当該副長の業務指示違反の認識の可否を確認している。しかし、面談内容のため明らかには出来ない」「帰宅しようとしている社員を制止する事はしていない」



事実② 当時の現場長の認識は??

「業務指示違反というよりも、支社に報告して対応をおおぐ内容だと認識していた」

仮に、当該副長が「分かった」と話していたとしたらどうなのか？

その場合は管理者が指示した事になるので処分はない！

核心点



なぜ当該副長は組合員の問いに答えたのか？
その内容と根拠を調査すべきだ！

「会社なりに事実を確認した結果、12月23日の要件事実をもって処分を出している。調査する考えはない。」

だから会社は
高層を認めるなっつ、
調査しなごうか！